

「福岡県観光振興財源検討会議報告書(案)」に対する意見募集の結果について

寄せられた御意見の内容(要旨)と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。
※48名(個人)から57件の御意見をいただきました。同趣旨の御意見はまとめて掲載しております。

意見の内容(要旨)	意見に対する考え方
1. 税の導入・税率について	
宿泊は福岡市に集中しているものの、人の流れは広域的である。観光資源(体験型プログラムも含む)の魅力を県内・九州で広く上げつつ、環境面等の配慮を市町村と協力・連携して取り組む方が効果的。そのためには、安定的で継続的な財源確保として、福岡県による「宿泊税」の導入には賛成です。	御意見のとおり、宿泊税については、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係、特別地方消費税として飲食・宿泊行為に対し県税として課税していたという地方税の仕組み、税源の偏在性等を考慮すると、税収の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討のうえ、県税として課税することの検討が必要であると考えます。
福岡県が検討されている宿泊税について、福岡市も導入に向けて手続きを進めている旨、報道されているが、宿泊税の実施主体は福岡県に一本化して進めるべきだ。	
仮に福岡市が独自に宿泊税を課税した場合でも、減額することなく他の市町村と同額を課税すべきである(二重課税になるのはやむを得ない)。	税の制度は、公平性の観点、特別徴収義務者の負担感も勘案し、簡素な制度にすることが望ましいと考え、原則として、一律200円とすることが適当ではないかという基本的な考え方をお示ししています。 なお、課税自主権に基づき市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担とならないよう、当該市町村の税率を下げるような特例措置を検討するなど、慎重に検討することが必要ではないかと考えます。
金額はなるべく負担が少ないように設定してほしい。(案)ではひとり200円としているが、できれば100円ぐらいが適当ではないか。	税率については、県が観光振興を強力に推進していくための事業規模、他の宿泊税導入自治体の最低税率を参考にし、一律200円とすることが適当ではないかという基本的な考え方をお示ししています。
福岡県は二重課税を避けるべき。 福岡県が課税するなら、宿泊地、宿泊日数に応じた金額を配分すべき。	
宿泊者が使う水道など公共設備はホテル所在地の住民の税金により維持されているものであり、宿泊者から徴収する税金を他の市町村のために使うのは公平性の観点からおかしい。 観光振興に必要な財源は必要な市町村が必要な額を確保した方がよい。	宿泊税については、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係、特別地方消費税として飲食・宿泊行為に対し県税として課税していたという地方税の仕組み、税源の偏在性等を考慮すると、税収の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討のうえ、県税として課税することの検討が必要と考えます。 財源の使途については、県・市町村がそれぞれの役割を果たしていくために、県が実施する施策だけでなく、市町村への財政的支援にも充当されることが望ましいと考えており、独自課税しない市町村に対しては、税収の半分を市町村主体事業分として交付金を配分するなどの制度を検討することが必要ではないかと考えています。
観光の取り組みは、それぞれの市町村で行うべきであり、福岡県は、福岡市内に宿泊税を課税すべきではない。	なお、課税自主権に基づき市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担とならないような特例措置を検討するなど、慎重に検討することが必要ではないかと考えます。
福岡県内の宿泊者の50%近くが福岡市に宿泊しているのであれば福岡市だけが宿泊税を課税し、福岡県内全域で宿泊税をとる必要はない。	
税金は出来る限り最小限にするのがよいため、宿泊税の導入そのものに反対です。	人口減少、少子高齢化が進む中、観光振興に取り組むことにより、交流人口を拡大し、消費と雇用を生み出すことは、地方創生の観点からも、非常に重要な取組みです。そのため県を挙げたさらなる観光振興に取り組むことにより、県全体、ひいては九州全体の活性化の原動力となることが期待されます。 一方、県では毎年度、事務事業見直し等に取り組んでいるものの、財政は依然として厳しい状況にあり、新たな観光財源を既存財源から安定的かつ継続的に確保することは困難な状況となっています。 こうした状況を踏まえ、新たな財源確保策について検討を行った結果、県が新たな観光振興施策に取り組むための、安定的、継続的な財源として、「宿泊税」を導入することが適当であると考えます。

意見の内容(要旨)	意見に対する考え方
2. 使途について	
宿泊税を何に使うかよく分からない。福岡に来る旅行者が払う大事な税金なので、何に使うか議論をして決めるべきだと思います。	福岡県が今後の更なる観光振興に向けて新たに、あるいは拡充して実施するべき施策と、その事業規模、また市町村における施策について、その役割を県の指針の考え方方に沿って取りまとめたものをお示ししております。(参考図表12)
税が入るようになら、各ホテルを助成して、バリアフリー ルームを増やしてもらいたい。	今後、福岡県が、観光振興に取り組む施策として、「宿泊施設の洋式化、バリアフリー化等の施設改修支援」を報告書(案)に記載しております。
最近、外国人旅行客が増えて不安に思います。民泊などを利用されているのだと思いますが、このまま増え続けると日常生活にも不安を感じます。	今後、福岡県が、観光振興に取り組む施策として、「住宅宿泊事業法(いわゆる民泊法)の適性な運営」を報告書(案)に記載しております。
3. 課税対象について	
宿泊税の目的が観光振興にあるとすれば、その中核となるクルーズ船に課税が及ばないというのはおかしいので、宿泊という概念をホテルに限定することなく、課税対象をクルーズ船にも広げてもらいたい。	旅行者のどのような行動を課税対象とするか比較検討を行った際、クルーズ船による一時入国は、「入域」に含まれると整理の上、検討を行いましたが、陸路、海路、空路等、多くの入域経路があり、「入域」の全てを捕捉することは困難であることから、「入域」を課税対象とすることは適当ではないと考えます。 また、クルーズ船客は、上陸時間が短時間であり、県内での宿泊を伴わないと、宿泊税の対象にはならないものと考えます。
県内旅行者が多い福岡県では、福岡地区や北九州地区以外の宿泊者は、居住地が福岡県内の人が多い印象で、県民税を納める人と宿泊税を納める人が重複する。 福岡県民から二重徴収とならないよう宿泊施設が密集する福岡市域や北九州市域など地域を絞って課税し、県外の人から合理的に徴収すべき。	この財源は、受け入れ環境整備、観光資源の魅力向上等、県全体の観光推進に資する施策に活用するものもあり、県内在住の方が県内施設に宿泊した場合も、旅行の満足度を高めることに繋がると考えられます。こうした施策を展開するよう、御意見については、参考にさせていただきたいと考えております。
4. 市町村との協議について	
福岡市とそれ以外の地域で金額が異なるのは、宿泊者にとって不公平感がある。また事業者の事務負担が増えるなどの弊害が生じるため、福岡市との調整をきちんとやっていただきたい。	本検討会議の提案を具体化するため、県民・関係者の理解を得る努力を重ねるとともに、県内市町村との調整を図りつつ、必要な検討をされるよう、報告書(案)に記載しております。
5. その他	
参考図表2の福岡県観光入込客推計調査アンケート調査のもととなる調査表や調査方法も参考図表として掲載すべき。	御意見については、報告書に反映させてまいります。
宿泊税を独自に課す市町村には県主体事業分の金額のみ徴収した上で、当該市町村には交付金を配分しないという特例措置では、宿泊地の離脱により観光地での財源が少なくなるので、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係を解決する手段にはなっていない。	宿泊税については、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係等を考慮すると、税収の半分を交付金として配分するなど、県と市町村の事業主体に応じた配分を検討のうえ、県税として課税することの検討が必要と考えます。 また、課税自主権に基づき市町村が独自に宿泊税を導入する場合には、旅行者に過重な負担とならないような特例措置を検討するなど、慎重に検討することが必要ではないかと考えております。 これらの方法は、市町村の課税自主権を踏まえた、観光地と宿泊地が異なる場合の受益と負担の関係等を解決する方法であると考えています。
市町村への交付金について、宿泊者の割合に応じた配分とするなど、どのように配分するのか。	市町村への交付金については、市町村によって観光振興にかかる現状と課題などがそれぞれ異なることから、市町村がその実情を踏まえて施策を実施できる形で、交付されることが望ましいと考えております。